

廃棄物処理施設専門委員会では出された意見に対する回答

1. 騒音

自主基準として、稼働時間が騒音規制法の夕の時間区分に掛かるため、第4種区域の夕の基準 60dB に適合するよう施設を計画しました。

また、対策としては、騒音を出す作業は建屋内で行う、主要な発生源の破砕機に防音ボックスを設置する等の対策を行うことで、稼働する全時間帯において、60 dB 以下という自主基準を設けています。

万一、稼働後に自主基準を超えた場合は対策を講じます。

2. 悪臭

廃棄物は製品化を目的としている為、悪臭を発散するような廃棄物は受け入れません。また、搬入時には屋内の手選別ヤードで展開し、目視検査を行い、悪臭を発散するものが混入している場合には受け入れません。万一、悪臭が発生した場合には、外部委託により適正処理いたします。

3. 発火

保管場所の高さについては、指定可燃物貯蔵所の届出を消防へ提出するにあたって、指導を受けています。搬出の受け入れ先は顧客として、多数の搬出先があるため、仮に受入を中止する搬出先があったとしても、振替可能となるような計画を立てます。搬出は、当日、遅くとも翌日を厳守します。

4. 交通安全

搬出入ルート図に通学路を記載します。通学路について、中学校の通学路の指定はありませんが、小学校については、副校長先生と協議しましたところ、計画地の前面道路が通学路に該当する為、工事期間中はもとより、施設稼働開始以降においても、登下校の時間帯には、交通誘導員を常駐させます。併せて八王子警察署からの指導を遵守します。

5. 粉じん対策

バグフィルタのメンテナンス時には作業をしない事を厳守します。

6. 地歴等

現所有者における旧建物の使用状況、地歴等については、特段問題ありませんでした。以降、すべての地歴調査等資料に基づく土地改変等の届出に際しては、関係各署の指導に従い適切適正に対応いたします。

アスベストについては、旧建物の解体前に有無の確認をして、使用している場合は、適正に処理します。また、冷蔵・冷凍機器類についても、適正に処理します。

7. 取扱品目

「木製パレット等」を「木製パレット」に訂正します。

8. 受入時の分析

木くずのみの取扱いになる為、危険な物の搬入はありません。また、搬入時には屋内の手選別ヤードで展開し、目視検査を行い、異物が混入している場合は受け入れません。